

ジョブ・カード制度(平成27年10月～)

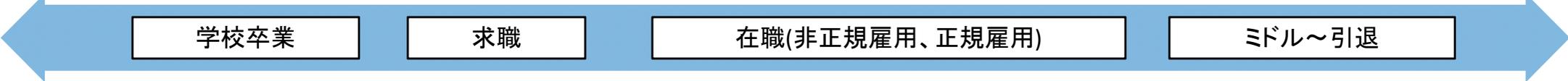
—ジョブ・カードを、個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして普及を促進—

目的

○ 個人の状況に応じた職業能力開発、多様な人材の必要な分野への円滑な就職の支援等のため、下記のツールとして、生涯を通して活用

◆ 生涯を通じたキャリア・プランニングのツール

○ 個人が履歴、職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積の上、キャリアコンサルティングを受けつつジョブ・カードを作成し、訓練の受講、キャリア選択等で活用



◆ 円滑な就職等のための職業能力証明のツール

対象情報を拡大し、職業能力の見える化

○ 免許・資格、学習・訓練歴、雇用型訓練、公的職業訓練をはじめとする訓練の評価、職務経験、仕事ぶりの評価の情報を蓄積し、応募書類等としても活用

活用の形態・様式

- 改正職業能力開発促進法第15条の4第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が「職務経歴等記録書」(ジョブ・カード)の様式を定めたところ。
- 職業人生を通じて、個人が、各情報を項目別に各様式に記入(必要に応じてキャリアコンサルティング等の支援を受けて記入)。
原則、電子化(個人自らのパソコン等に入力)し継続的に蓄積、場面に応じて抽出・編集して活用。



- ・様式1 キャリア・プランシート
- ・様式2 職務経歴シート
- ・様式3-1 免許・資格シート
- ・様式3-2 学習・訓練歴シート
- ・様式3-3 訓練成果・実務成果シート

職業能力証明シート



周知・広報

○ジョブ・カード制度総合サイト

- ・ジョブ・カードの各様式やその記入例、スキルチェック機能、メール相談サービス、免許・資格や労働関係の統計情報等の関係情報を提供。
- ・ジョブ・カード作成支援、履歴書・職務経歴書の作成ができる「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」や「スマートフォン版アプリ」を提供。

○ポスター・リーフレット

求職者・在職者、事業主、学生など幅広い層への周知広報のためリーフレット等を配布。



求職者・在職者の方へ。
ジョブ・カードを
活用して、
自分のキャリアに
「いいね!」を
増やそう。



就活・スキルアップの頼れるツール「ジョブ・カード」がパワーアップ!

キャリア・
プランニング

スキルアップ

キャリア
コンサルティング

職業能力証明

<http://jobcard.mhlw.go.jp/>

ジョブ・カード制度総合サイト

ジョブ・カード制度総合サイト

検索



ジョブ・カードの作成をサポートし、応募書類への変換もできる「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」もこちらから!

身近になったジョブ・カードをもっと活用しましょう！

求職者と企業を繋ぐ支援ツールであるジョブ・カードが、在職者、学生にも活用しやすくなりました。ジョブ・カードは、キャリアコンサルティング^{※1}等の相談のもと生涯を通じた「キャリア・プランニング（職業生活設計）」及び「職業能力証明」のツールとして、さまざまな場面において活用できます。

ジョブ・カードは、履歴書だけでは理解されにくい職業能力を証明するツールとして有効に活用でき、また、蓄積した情報から自分で必要な情報を選択し、抽出・編集して活用することができます。

※1 キャリアコンサルティングとは、職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発向上に関する相談に応じ、助言及び相談を行うことをいいます。ジョブ・カードの作成支援はキャリアコンサルタントやジョブ・カード作成アドバイザーが行います。

ジョブ・カードは、次の様式があります。

ジョブ・カード（様式）は、「ジョブ・カード制度総合サイト」または「ジョブ・カード活用ガイド」の巻末、ハローワーク等で入手できます。



ジョブ・カードは、こんな流れで活用します。

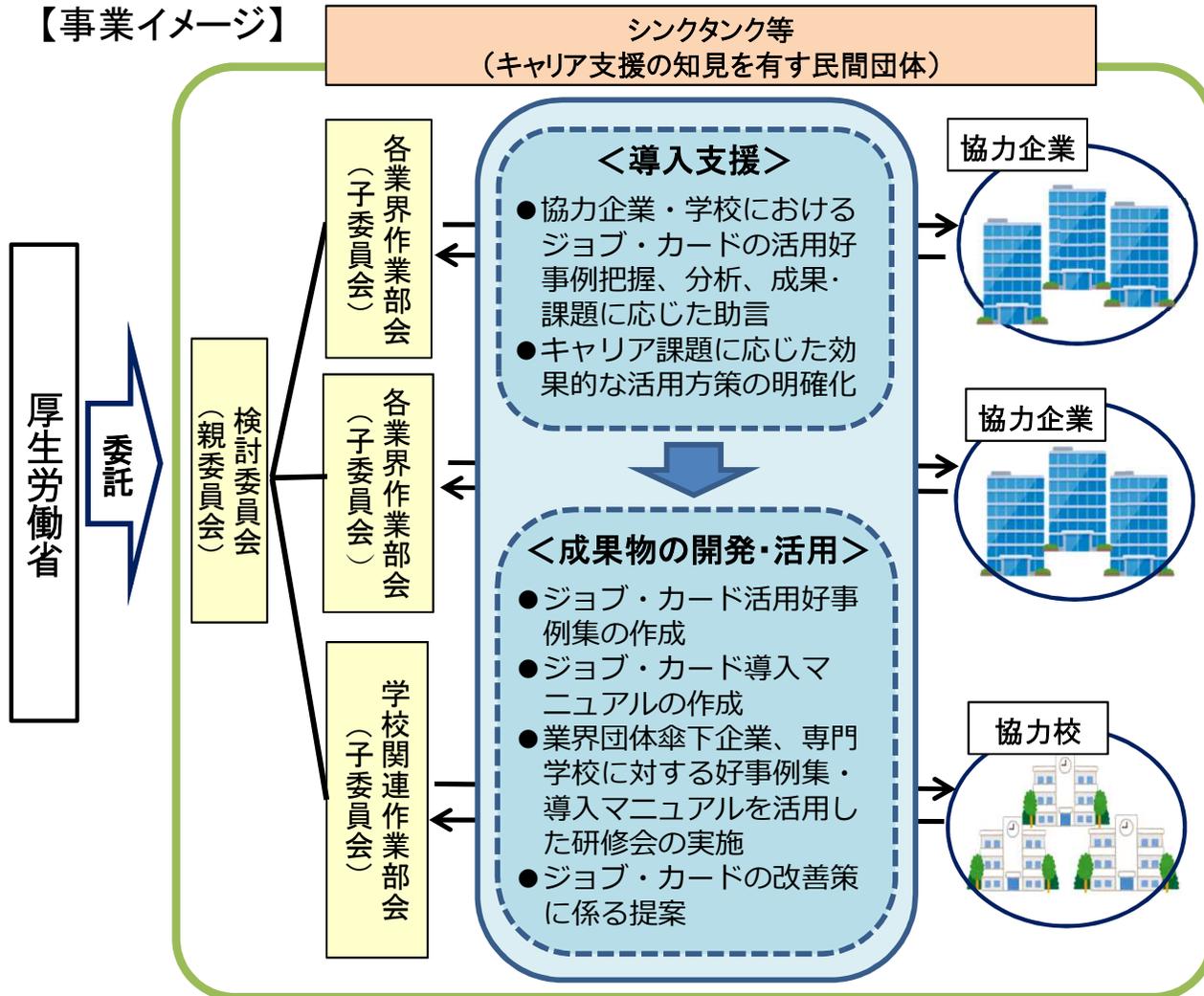


詳しくは「ジョブ・カード制度総合サイト」または「ジョブ・カード活用ガイド」をご覧ください。

ジョブ・カードの企業・学校における効果的活用方策の調査研究 平成29年度予定額 57百万円(新規)

- ジョブ・カードについては、平成27年10月より、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直しを行い、今後、2020年までに300万人という取得者数目標の達成を目指し、公的・雇用型訓練受講者以外の労働者や学生を幅広く対象に、特に学校や企業におけるジョブ・カードの活用を一層促進することで、安定的な就職・キャリアアップにつなげていくことが求められる。
- このため、企業や学校におけるジョブ・カードの効果的な活用促進に向け、協力企業・学校における活用事例を把握・分析の上、企業・学校における具体的活用方策の検討、これを踏まえたマニュアル等の開発・活用促進を図るとともに、今後のジョブ・カードそのものの様式、活用等の改善策にも結びつけを図ることとする。

【事業イメージ】



企業における活用

重点テーマ(案): 企業における非正規雇用労働者のキャリアアップに資するジョブ・カードの活用方策

＜協力業界(企業)選定の考え方＞

- ・非正規雇用労働者が多く、
- ・そのキャリアアップが課題となり、業界検定等により業界内での能力評価ツールが存在する業界を対象として想定
(例)「ホテル」「スーパーマーケット」

＜主なジョブ・カード活用場面＞



学校における活用

重点テーマ(案): 専門学校における学生の円滑な就職等に資するジョブ・カードの活用方策

＜協力校選定の考え方＞

- ・教育機関の中でも、教育内容が専門分野に特定され、就職先職種が想定しやすく、ジョブ・カードを活用した能力評価・証明に親和性が高い「専門学校(専修学校専門課程)」数校を対象として想定

＜主なジョブ・カード活用場面＞



全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

4. 地域若者サポートステーション事業について

- 地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)事業は、地方公共団体と協働して、若者支援のノウハウを有する民間団体に委託し、実施しているもの。
- 若者雇用促進法において、地方公共団体は国の措置と相まって、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める旨規定。



今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項 【資料19ページ】

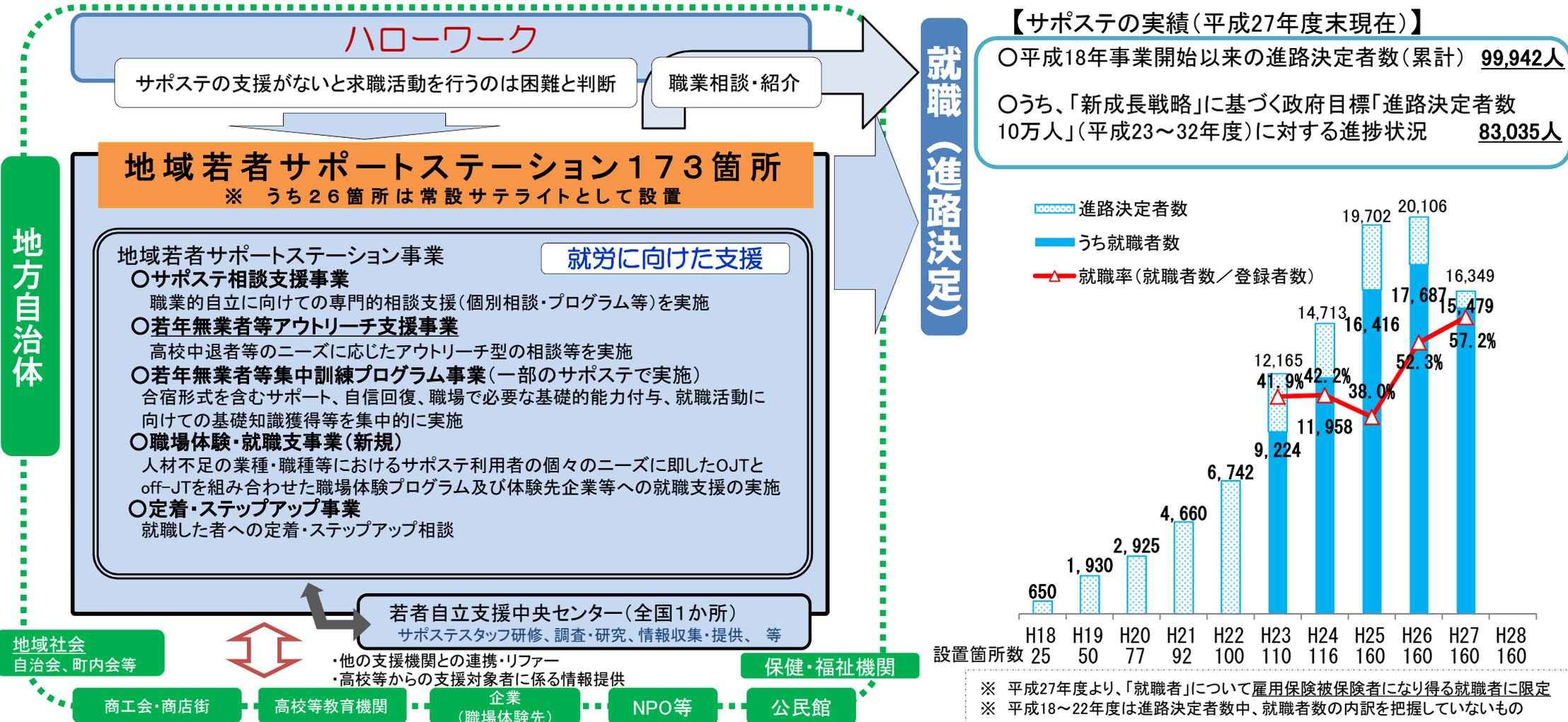
- サポステ事業に係る予算は、国が基盤的事項に係る費用を措置した上で、地域の実情に応じて地方公共団体がその上乘せ等の事業を行うという形態で実施しており、
 - ① 本事業の推進に当たっては、地域の関係者、とりわけ地方公共団体の果たす役割が非常に重要であること
 - ② 若者雇用促進法において、地方公共団体は国の措置と相まって、地域の実情に応じて必要な措置を講ずるよう努める旨規定されていることから、予算措置を含む支援の充実に引き続きご尽力いただくとともに、市区町村に対しても地域の実情に応じた支援の働きかけを行っていただくようお願いしたい。
- なお、平成29年度は、拠点体制を見直し、常設サテライトを含む173箇所へと支援拠点数を拡充するとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、中退者等の希望に応じて、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援を本格的に実施する計画。
- 地方公共団体におかれても、教育部局との連携確保などをはじめとする必要な準備・措置を図っていただきたい。

地域若者サポートステーション

～若者の職業的自立支援～

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート※1)の数は近年、約60万人で高止まり。
- これらの若者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」(※2)において、地方自治体と協働し(※3)、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、若年無業者等についてサポステを含む各関係機関が連携して就労・自立支援に取り組むことが盛り込まれ、特に、高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型等の就労支援を実施するとしていることを踏まえ、学校等関係機関と連携を一層強化し、高校中退者等に対する切れ目のない支援を実施。

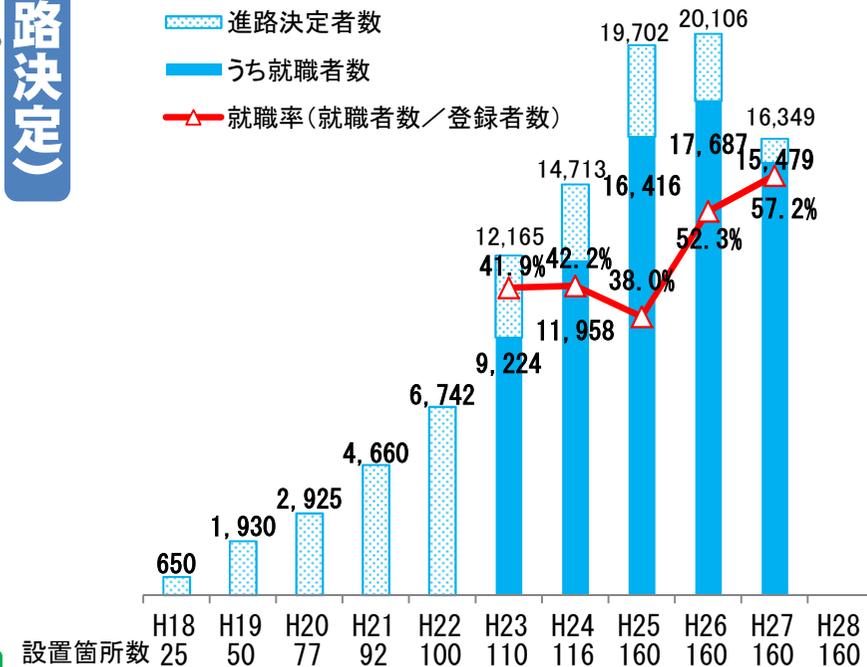
※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



【サポステの実績(平成27年度末現在)】

○平成18年事業開始以来の進路決定者数(累計) **99,942人**

○うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数10万人」(平成23～32年度)に対する進捗状況 **83,035人**



※ 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定
 ※ 平成18～22年度は進路決定者数中、就職者数の内訳を把握していないもの

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

5. キャリアコンサルティングの普及等について

- 職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家である「キャリアコンサルタント」については、平成28年4月より国家資格化し、平成28年12月末現在の登録者数は22,183名となっている。【資料21ページ～】
- キャリアコンサルタントは名称独占資格であり、(旧)標準キャリア・コンサルタント等であっても、平成28年10月以降はキャリアコンサルタントの登録を行わないと「キャリアコンサルタント」と名乗ることができない仕組み。
- 能開法には、公共職業能力開発施設の長が、訓練受講求職者を対象に、キャリアコンサルティングの機会確保等に努める旨の規定を置いている。

今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 各都道府県におかれては、職業訓練実施機関(委託訓練実施機関を含む。)におけるキャリアコンサルティングの質を担保する観点から、職業訓練実施機関でキャリアコンサルティングを実施する者について、キャリアコンサルタント資格の取得を推進していただきたい。
- 具体的には、キャリアコンサルタント資格を持っていない方に対するキャリアコンサルタントとして必要な能力習得、資格の積極的な取得についての勧奨、従来の標準レベルキャリア・コンサルタント資格等を有しておりキャリアコンサルタント登録が完了していない方に対する、必要な登録手続の周知等を行っていただくとともに、これら人材を有効活用した、職業訓練実施機関としてのキャリアコンサルティングの推進をお願いする。

キャリアコンサルタントについて

- キャリアコンサルタントは、職業選択、職業生活設計、職業能力開発に関する相談に応じ、助言・指導（キャリアコンサルティング）を行う専門家（名称独占の国家資格）。
※第189回通常国会で成立した勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正により、平成28年4月1日より「キャリアコンサルタント」が国家資格化。
- キャリアコンサルタントは、5年ごとの更新制とすることで、最新の労働市場等に関する知識やキャリアコンサルティングに関する技能が確保され、また、守秘義務等を課すことで、個人情報や相談内容の秘密が守られ、労働者等にとって安心して相談を行うことが可能。
- キャリアコンサルタントは、需給調整機関、企業、教育機関等の幅広い分野で活躍。
- 平成28年12月末現在、キャリアコンサルタント登録者数は22,183名。

キャリアコンサルタント登録制度の概要

- 職業選択や能力開発に関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家として「キャリアコンサルタント」制度を法定化。
- キャリアコンサルタントは登録制（5年ごとの更新）の名称独占資格とし、守秘義務を規定。
⇒労働者等が、安心して職業に関する相談を行うことのできる基盤を整備

《各領域において期待されるキャリアコンサルタントの活動内容の例》

【ハローワークなど労働力需給調整機関】

- ◇ 求職者の職業選択の方向性・職業生活設計の明確化
- ◇ 上記を通じた就職活動の支援又は職業訓練機関への橋渡し



【企業】

- ◇ 被用者の目指すべき職業生活・職業生活設計の明確化
- ◇ 上記を通じた就労意欲・能力開発の意欲の向上や「気づき」の機会の提供



【教育機関】

- ◇ 学生の職業選択・職業生活設計・学びの方向性の明確化
- ◇ 上記を通じた円滑な就職活動の支援



「キャリアコンサルタント」が 国家資格になりました！

平成28年4月、新たな国家資格「キャリアコンサルタント」が誕生しました。キャリアコンサルタントは、**キャリアコンサルティング**を行う専門家で、法律によって守秘義務などが課せられます。国家資格になることによって、今まで以上に安心して職業に関する相談ができます。

キャリアコンサルタント国家資格の概要

- ・ キャリアコンサルタント試験に合格し、登録を行うことで、キャリアコンサルタントになることができます。
※経過措置として試験が免除になる場合があります。
- ・ キャリアコンサルタントには守秘義務が課せられ、個人情報や相談内容などの秘密が法律上守られます。
- ・ キャリアコンサルタントでない人は「キャリアコンサルタント」やそれと紛らわしい名称を名乗れません。
- ・ キャリアコンサルタントは5年ごとに更新を行い、最新の知識・技能を身につける必要があります。

「キャリアコンサルティング」って…？

相談者本人の興味・適性の明確化や職業生活の振り返りを通じて、職業生活設計の支援や職業の選択、スキルアップについて、意欲の向上を促し、自己決定を後押しする支援のことです。

キャリアコンサルティングの典型的な流れ

- ① これまでの職務経験などを振り返りながら、仕事に対する興味や適性・希望などを整理
- ↓
- ② 労働市場や企業が求める人材の情報を確認
- ↓
- ③ 今後の職業生活に関する目標の設定、明確化
- ↓
- ④ 求職活動や能力開発のための方策の検討・実行
- ↓
- 昇進、就職、転職などへ

★キャリアコンサルティングはこんなときに活用できます！

- 企業などで働いている方の例
「今よりいい仕事をするためにスキルアップしたいが、何からはじめたら効果的かわからない」
- 大学生などの例
「就職活動をしているが、自分がどんな仕事に向いているのかわからない」
「就職面接でうまく自己アピールできない」
- 求職活動をしている方の例
「次の就職に向けて資格などを取得したいが、どのように選んだらいいかわからない」



キャリアコンサルティングを受けるには？

キャリアコンサルタントは、学校のキャリアセンター、ハローワークなどの職業に関する需給調整機関、企業の人事部門などの幅広い場で活躍しています。そうした窓口などに相談してください。

また、全国のキャリアコンサルタントの検索や、キャリアコンサルティングなどを依頼することができる、「キャリアコンサーチ（キャリアコンサルタント検索システム）」もぜひご活用ください。 <https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/search.html>

キャリアコンサルティングを受ける際に、活用できる制度など

● 特定支出控除制度

キャリアコンサルティングのうち研修（教育訓練）につながるもので、以下の要件を満たすものにかかった費用については、特定支出控除（所得控除）の対象となります。

【特定支出控除の対象となるキャリアコンサルティング等の要件】

- ・ 労働者が自己負担で、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受けること
- ・ キャリアコンサルタントが、労働者に必要な研修について助言・指導するとともに、そのキャリアコンサルティングにより、研修に一層の効果が期待できることを証明すること
- ・ 労働者がキャリアコンサルティングにおいて助言・指導を受けた研修を受講すること
- ・ 企業がその研修及びキャリアコンサルティングについて職務の遂行に必要であると証明したこと
(詳しくは・・・<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/160328/index.htm>)

● 専門実践教育訓練給付制度

労働者などが、厚生労働大臣が指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講する場合、訓練費用の一定割合（最大6割）を支給する制度です。

この給付金を受けるためには、訓練受講前にハローワークなどで、就業・キャリアアップの目標や能力開発の内容についてキャリアコンサルティングを受けることが必要です。

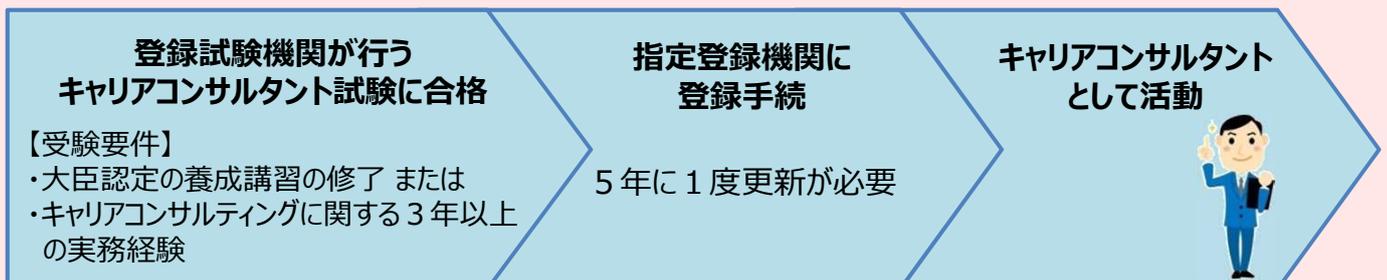
(詳しくは・・・<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058556.html>)

キャリアコンサルタントになるには？

キャリアコンサルタントになるには、キャリアコンサルタント試験に合格し、登録することが必要です。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/career_consulting/

【主な流れ】



キャリアコンサルタント国家資格の登録について

- キャリアコンサルタント試験に合格した者等（経過措置対象者及び技能検定キャリアコンサルティング職種合格者を含む。）は、キャリアコンサルタント登録申請を行い、キャリアコンサルタント名簿に登録されることにより、キャリアコンサルタントとなることが可能。
- キャリアコンサルタント名簿への登録等の事務は、厚生労働大臣の指定を受けた指定登録機関である特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会が実施。
- 登録申請の手続き等の詳細は、「国家資格キャリアコンサルタントWebサイト」（※）に掲載。
 ※ URL : <http://careerconsultant.mhlw.go.jp/>

《キャリアコンサルタント登録申請の方法》

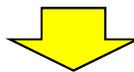
① 「国家資格キャリアコンサルタントWebサイト」にアクセス



■ 問い合わせ先
 キャリアコンサルタント登録センター
 TEL: 03-5402-5120 FAX: 03-5402-3388
 E-mail: touroku@career-cc.org

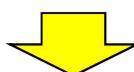


② 申請方法（「Web」又は「郵送」）を選択



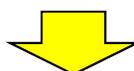
※ 以下、「Web」での申請手続きを記載

③ マイページに必要事項を入力、合格証書の画像等をアップロード
 登録申請書を印刷し、登録免許税（9,000円）の印紙を貼付し、郵送



審査結果がメールで届きます（3週間程度）

④ 登録手数料（8,000円）を支払い（クレジットカード決済等）



⑤ 登録完了

4週間程度で登録証が届きます

